

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年 6 月21日提出
【計算期間】	第18期特定期間 (自 平成24年 9 月25日 至 平成25年 3 月22日)
【ファンド名】	J - R E I Tパッケージ
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	高畠 泰之
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03 - 3277 - 1823
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	
	年12回 (毎月)	アジア		T O P I X
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (不 動産投信))	その他 ()	アフリカ	ファンド・ オブ・ファンズ	その他 (東証 R E I T 指数 (配当込み))
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

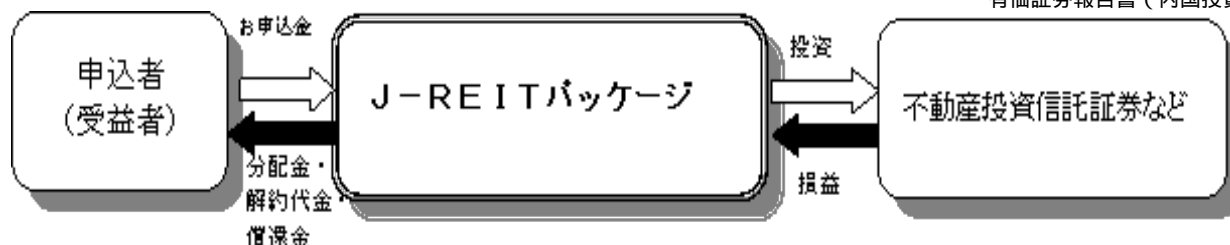
■ 属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	投資信託証券 (不動産投信) に投資を行います。
年12回 (毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回 (毎月) 決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
その他の指数 (東証 R E I T 指数 (配当込み))	日経225、T O P I X にあてはまらない全てのものをいう。 (東証 R E I T 指数 (配当込み) を対象インデックスとする。)

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。ファンド・オブ・ファンズは、組み入れている資産を示す「属性区分表」の分類上、投資対象資産（その他資産（投資信託証券））としているため、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（不動産投信）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドは、投資対象である不動産投資信託証券などへ投資を行います。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



b. ファンドの特色

1. わが国の取引所に上場している不動産投資信託証券（以下「J - R E I T」といいます。）を主要投資対象とします。

当ファンドはJ - R E I Tおよび短期金融商品以外には投資しません。

2. 東証R E I T指数（配当込み）に連動する投資成果を目指した運用を行います。

投資するJ - R E I Tは、東証R E I T指数採用銘柄（採用予定を含みます。）とし、原則として各銘柄の時価総額に応じた投資配分を行います。

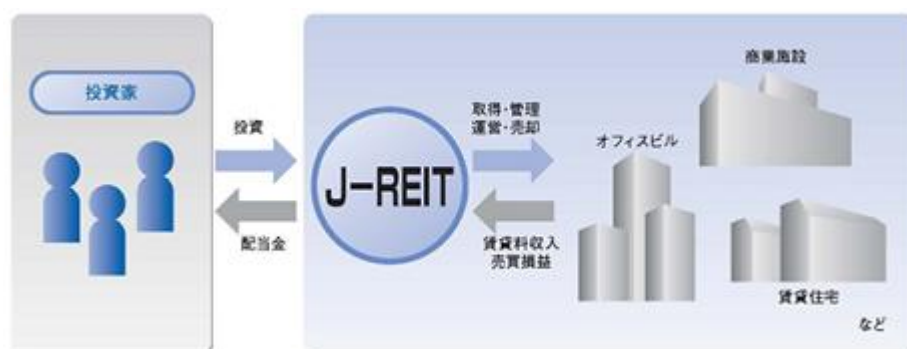
J - R E I Tの組入比率は原則として高位を維持します。

償還時や収益分配金の支払いに備えるとき、大量の追加設定・換金が発生したとき、市況が急激に変化したとき、東証R E I T指数が改廃されたときなどならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

当ファンドは、東証R E I T指数（配当込み）の指数値と連動する投資成果を目指しますが、当ファンドの基準価額の値動きと東証R E I T指数（配当込み）の動向がかい離することがあります。

当ファンドが主要投資対象とするJ - R E I T（Japanese Real Estate Investment Trust）とは？

- J - R E I Tとは、日本の不動産投資信託証券のことです。投資家から資金を集めて様々な不動産を所有・管理・運営する不動産投資信託ならびに不動産投資法人（以下「不動産投資信託」といいます。）が発行する証券の一般総称です。
- 不動産投資信託は、オフィスビル、商業施設などの不動産を保有・売買することで得られる賃貸料収入や売買益などを収益とし、不動産の運営に必要な経費などを差し引いて残った利益のほとんどを配当金として投資家に支払います。



J - R E I T投資の主な魅力とリスク

魅力

■小口の資金で、不動産投資と同様の経済効果が得られます。

マンションなどの不動産物件へ投資するには多額の資金が必要ですが、J-REITを利用すれば、少額の資金で、タイプの異なる複数の不動産に分散投資するのと同じような効果が得られます。

■不動産への直接投資に比べて高い流動性と換金性があります。

J-REITは取引所に上場され株式と同じように売買できますので、一般に不動産への直接投資に比べると、流動性と換金性が高いとされています。

リスク

■配当金の変動

J-REITの配当金は、配当原資の大部分を不動産からの賃貸料収入に依存しています。このため、景気動向や不動産市況の変動により、賃貸料や稼働率の低下あるいはテナントの債務不履行、倒産などによって賃貸料収入が減少して、配当金が減少することがあります。また不動産に関わる費用の増大によって配当金が減少することがあります。

■J-REIT価格の変動

J-REITの市場価格は、景気動向や不動産市況、金利情勢、投資不動産の価値、賃貸料収入額、J-REIT市場の需給など、様々な要因によって変動します。

当ファンドが連動する投資成果を目指す東証REIT指数（配当込み）とは？

- 東京証券取引所に上場している不動産投資信託証券（以下「東証上場REIT」といいます。）全銘柄を対象とした時価総額加重平均の指数で、東証上場REIT全体の値動きを、配当金を反映させたうえで表わす指数です。
- 東証REIT指数は平成15年3月31日（基準時）を1,000とする指数です。東証上場REIT各銘柄の価格にそれぞれの上場口数を乗じて合計した時価総額を、基準時の時価総額で除した値に1,000を乗じて算出します。

$$\text{算出式} = (\text{算出時の時価総額} \div \text{基準時の時価総額}) \times 1,000$$

- 配当込指数の算出にあたっては配当金の支払い時などの権利落ちによる値下がりやが考慮され、基準時の時価総額が修正されます。また、算出対象銘柄数の増減や増資など市況動向によらない時価総額の増減が発生する場合にも、指数の連続性を維持するために基準時の時価総額が修正されます。

東証REIT指数の指数値および東証REIT指数の商標は、株式会社東京証券取引所（以下（株）東京証券取引所といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利および東証REIT指数の商標に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有します。

（株）東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証REIT指数の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

（株）東京証券取引所は、東証REIT指数の商標の使用もしくは東証REIT指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

（株）東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また（株）東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

当ファンドは、東証REIT指数の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、当ファンドの基準価額の値動きと東証REIT指数の指数値の動向が一致することがあります。

当ファンドは、（株）東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。

（株）東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスを

する義務を持ちません。

（株）東京証券取引所は、当ファンドの委託会社である新光投信株式会社または当ファンドの購入者のニーズを、東証ＲＥＩＴ指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、（株）東京証券取引所は当ファンドの設定または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

主な投資制限

ファンドの投資制限	不動産投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。
不動産投資信託証券への投資割合	不動産投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合	同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ただし、「東証ＲＥＩＴ指数」における時価総額構成割合が30%を上回る銘柄については、当該構成割合以内の率を上限として組み入れることができるものとします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

- 原則として、毎月22日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、配当収益相当部分と判断される額を基礎として、安定した収益分配を行うことを目指し、基準価額水準・市況動向などを勘案して決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

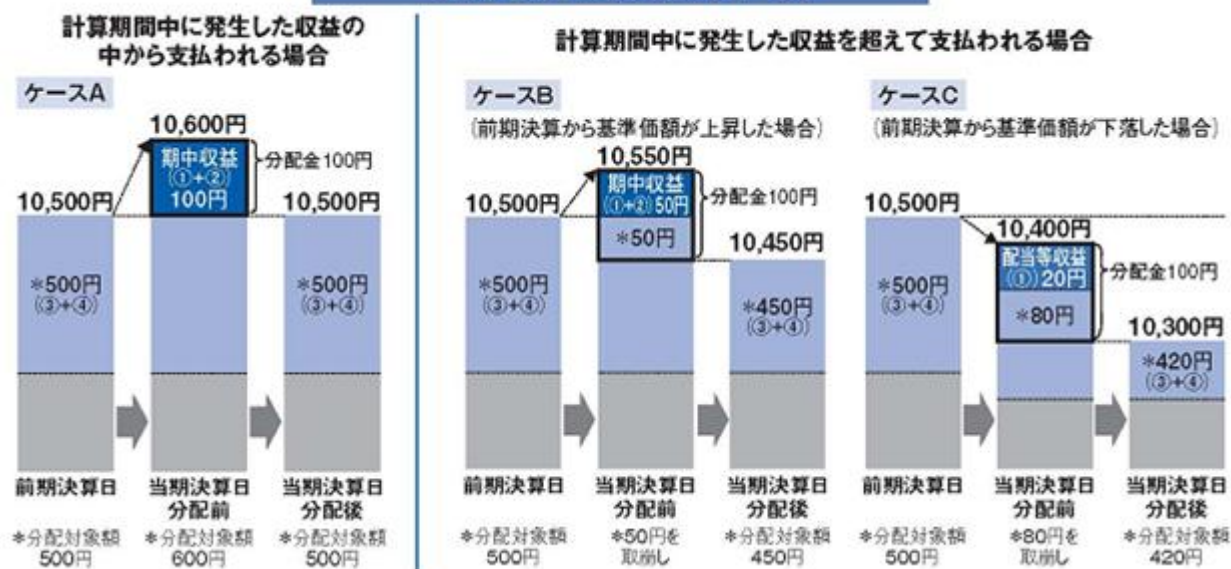


- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を

超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益（経費控除後）、有価証券売買益・評価益（経費控除後）、分配準備積立金、収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円

ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円

ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

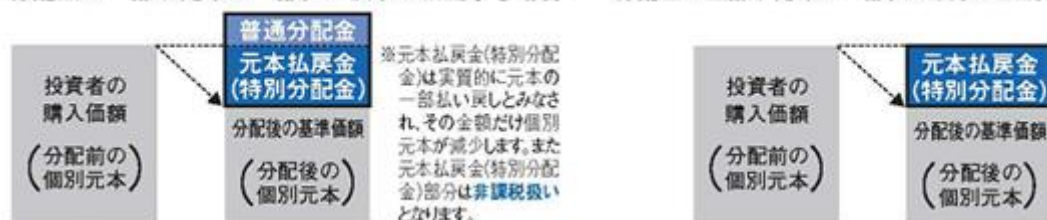
A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

c. 信託金限度額

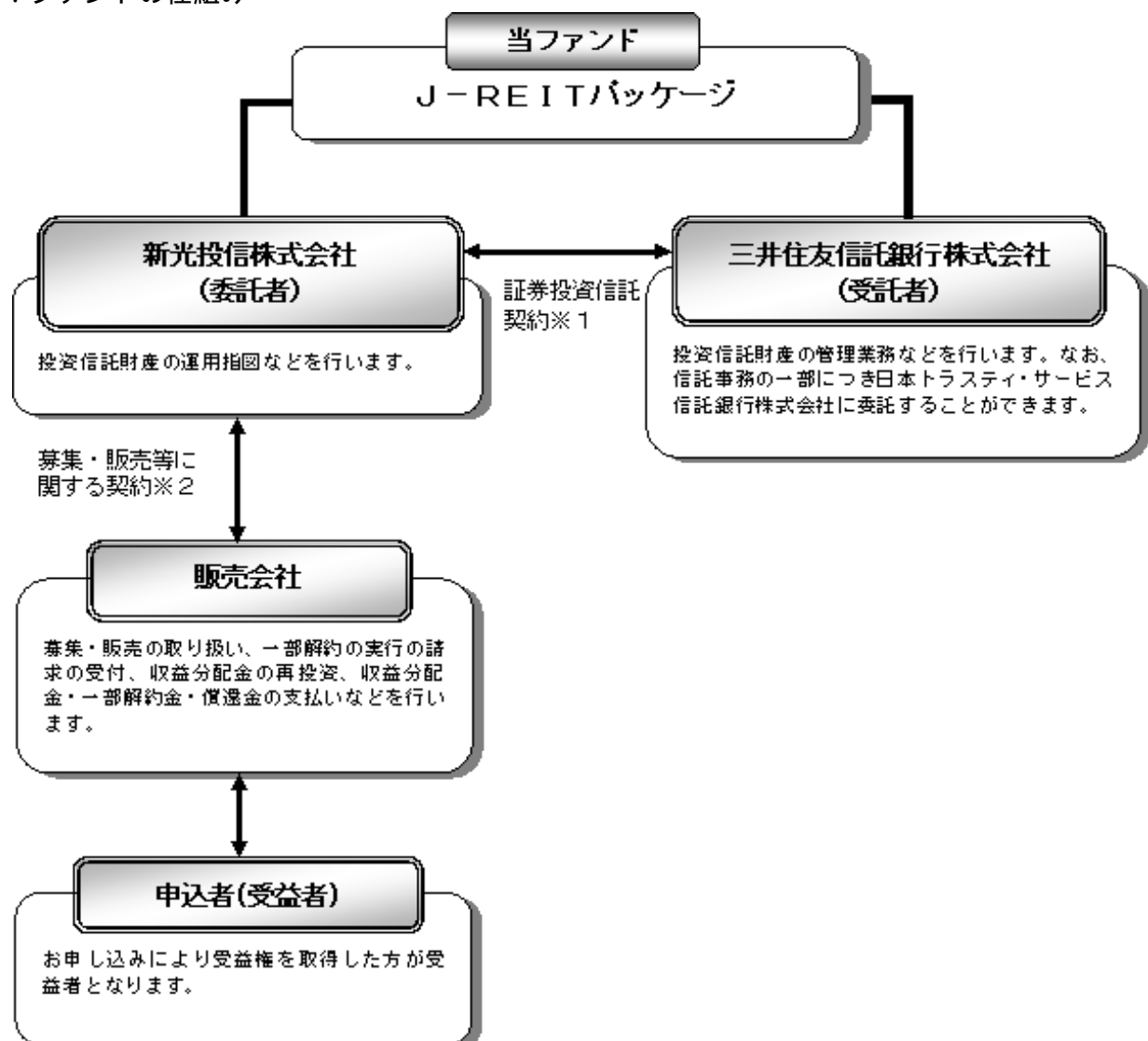
委託者は、受託者と合意のうえ、金200億円を限度として信託金を追加することができます。
 委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成16年3月26日	関東財務局長に対して有価証券届出書を提出
平成16年4月12日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販

売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

■当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成25年4月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

（平成25年4月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、東京証券取引所の「東証REIT指数」（配当込み）に連動する投資成果を

めざした運用を行います。

b. 運用の方法

（イ）主要投資対象

わが国の取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

（ロ）投資態度

投資する不動産投資信託証券は、「東証REIT指数」の採用銘柄（採用予定を含みます。）とします。

不動産投資信託証券への投資に当たっては、「東証REIT指数」における時価総額構成割合を基本とする個別銘柄への投資配分ならびに元本の変動に応じた売買を行います。

同一銘柄の不動産投資信託証券の投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、「東証REIT指数」における時価総額構成割合が30%を上回る銘柄については、当該構成割合以内の率を上限として組み入れることができるものとします。

不動産投資信託証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

元本動向、投資環境等その他やむを得ない事情により、上記のような運用ができない場合があります。

（ハ）主な投資制限

不動産投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

不動産投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

（2）【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 運用の指図範囲

（イ）委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの

3. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

4. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券および第4号の証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

平成25年6月21日現在、当ファンドが純資産総額の10%を超えて投資する可能性があると判断しているJ-REITの銘柄の内容は、以下のとおりです。

投資対象ファンドの名称	日本ビルファンド投資法人
運用の基本方針・ 主要な投資対象	本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的および基本的性格として設立された法人であり、本投資法人からその資産の運用を委託された資産運用会社（日本ビルファンドマネジメント株式会社）がこれを運用するものです。本投資法人の特色は、主として東京都心部、東京周辺都市部および地方都市部に立地する主たる用途がオフィスである建物およびその敷地から構成される不動産ならびにかかる不動産を裏付けとする有価証券および信託の受益権その他資産に投資をすることによって、中長期的な観点から、本投資法人に属する資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことです。
委託会社（資産運用会社）の名称	日本ビルファンドマネジメント株式会社
投資対象ファンドの名称	ジャパンリアルエステイト投資法人

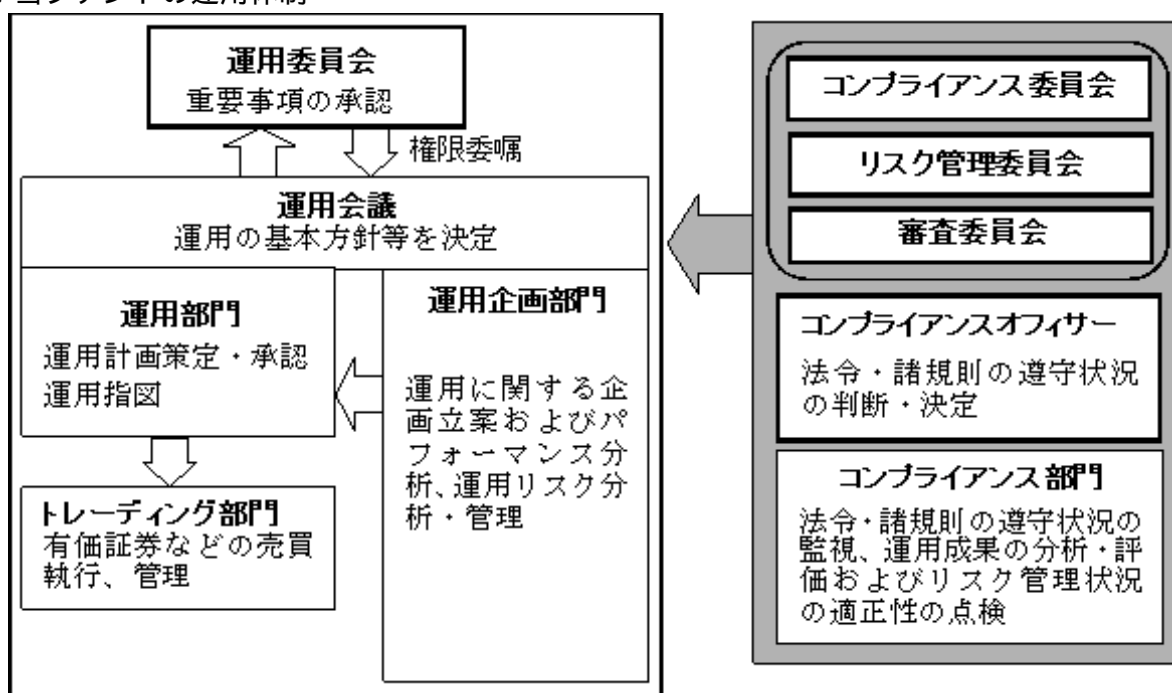
運用の基本方針・ 主要な投資対象	当投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、当投資法人の資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とし、特に、主として「不動産等」および「不動産対応証券」の特定資産に投資し、中長期の安定運用を目標とします。 当投資法人の投資する不動産および投資信託財産である不動産の用途は、主にオフィスビルとし、投資対象地域は、わが国の政令指定都市をはじめとする全国の主要都市とします。また、運用にあたっては、不動産および不動産を信託する信託の受益権への投資を基本としますが、投資環境、資産規模などによっては、その他の不動産等および不動産対応証券への投資を行います。
委託会社（資産運用会社）の名称	ジャパン リアルエスティート アセット マネジメント株式会社

投資対象銘柄の合併などの異動、時価総額の変動、または今後の当ファンドにおける投資判断などによっては、上記の銘柄が変更となる場合があります。

当ファンドが投資するＪ－ＲＥＩＴの銘柄は、取引所に上場（上場予定を含みます。）しているものとしています。詳しい内容は、当該上場ＲＥＩＴの開示資料などをご参照ください。

（３）【運用体制】

ａ．当ファンドの運用体制



上記は平成25年6月21日現在のものであり、今後変更になることがあります。

● PLAN

- ・ 運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・ 運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・ 運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

●D0

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

●SEE

- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a. 収益分配は原則として、毎月22日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、配当収益相当部分と判断される額を基礎として、安定した収益分配を行うことを目指し、基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

- d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a．投資信託証券への投資割合

不動産投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b．同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、「東証REIT指数」における時価の構成割合が30%を超える場合には、当該指数における構成割合の範囲で組み入れることができるものとします。

c．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

e．資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

f．受託者の自己または利害関係人等との取引

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

(ロ) 上記(イ)の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは以下の理由により元本が保証されたものではありません。

当ファンドは、主として不動産投資信託ならびに不動産投資法人（以下本項において「不動産投資信託」と総称します。）が発行する証券であるＪ－ＲＥＩＴに投資します。Ｊ－ＲＥＩＴは、主に次のような不動産投資信託に対する様々な角度からの市場の評価により価格が変動し、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a．不動産投資信託の保有不動産への評価

不動産投資信託は、主として保有不動産の賃貸料収入から管理・維持などの費用を差し引いた額が利益となります。これら保有不動産の賃貸料および不動産価格は、景気動向や地域固有の不動産市況などにより変動します。また、個別の不動産については、入居率、テナントとの契約形態、テナントの賃貸料不払いの発生、修繕費などの多寡により収益性がそれぞれ異なり、また状況によって収益性が変化します。以上の様々な要因が、不動産投資信託の利益、ひいてはＪ－ＲＥＩＴの価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を変動させる要因になります。

また、不動産に対する課税や規制が強化された場合には、不動産価格全般が下落することでＪ－ＲＥＩＴの価格も下落することがあります。更には自然災害などによる保有不動産の毀損、滅失や火災などの事故によって、火災保険などの保険契約で支払われる補償上限額を上回る損失が発生した場合には、Ｊ－ＲＥＩＴの価格を下落させる可能性があります。

b．不動産投資信託の配当利回り水準に対する評価

不動産投資信託の利益の減少はＪ－ＲＥＩＴの配当金の減少をもたらし、当ファンドの収益分配金に影響を与える可能性があります。また、Ｊ－ＲＥＩＴの配当金の減少はＪ－ＲＥＩＴの価格を下落させる要因にもなります。

不動産投資信託は定期的に賃貸料収入などに基づく比較的安定した配当金を支払いますが、これら配当利回りの水準が公社債や預貯金などの金利水準と比較されることで、Ｊ－ＲＥＩＴの相対的な魅力度が変化します。不動産投資信託の配当利回りの水準に変化がなく、金利だけが上昇するときにはＪ－ＲＥＩＴの相対的な魅力度が減少してＪ－ＲＥＩＴの価格が下落する要因になります。一方で、景気拡大や物価上昇により、賃貸料または不動産価格の上昇が見込めるような状況下での金利上昇局面では、必ずしもＪ－ＲＥＩＴの価格が下落するとは限りません。

c．企業体としての不動産投資信託への評価

不動産投資信託は、投資信託委託会社をはじめとする関係者により運営される企業体と見ることができます。したがって、一般の事業会社と同様に投資や運営の巧拙、財務内容により、Ｊ－ＲＥＩＴの価格も変動することが考えられます。不動産投資信託では資金の借り入れや債券の発行により不動産に投資することがあります。この場合、金利が上昇したときには支払金利の増加により利益が減少し、Ｊ－ＲＥＩＴの価格が下落する要因になります。更には投資や運営の失敗、景気変動その他不可抗力による収益および財務内容の悪化、法令・諸規則に違反する運営がなされたことなどにより、不動産投資信託も倒産または上場廃止となる可能性があります。

また、不動産投資信託に対する税制や会計制度などの変更により、Ｊ－ＲＥＩＴの価格が変動することがあります。

また、当ファンドが投資するＪ－ＲＥＩＴには主に次のような有価証券としてのリスクがあり、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

a．取引所における取引の需給関係による価格変動リスク

一般に有価証券は、新規発行などにより大幅に供給が増加すると取引価格が下落する傾向が見られます。特定の不動産投資信託または複数の不動産投資信託の増資や新規上場などにより、取引所における証券の供給が増加したときは、当該不動産投資信託の個別の証券だけでなく全体的にＪ－ＲＥＩＴの価格が下落することがあります。

また、株式市場、金融市場の急変、混乱などにより株式や債券が全体的に下落するような局面では、Ｊ－ＲＥＩＴの価格も全体的に下落することがあります。

b．取引所における取引量が減少または無くなることによる流動性リスク

取引所での売買高が少ない場合や、上場廃止などにより取引所で取引ができなくなった場合は、証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できないことがあります。特に流動性が低下したＪ－ＲＥＩＴを売却する場合には、当ファンドの基準価額を下落させる要因になることがあります。

また、当ファンドは、東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）に連動する投資成果を目指した運用を行います。当ファンドの基準価額の値動きと東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）の動向との間にはかい離が生ずることがあります。これは主に次の要因によるものです。

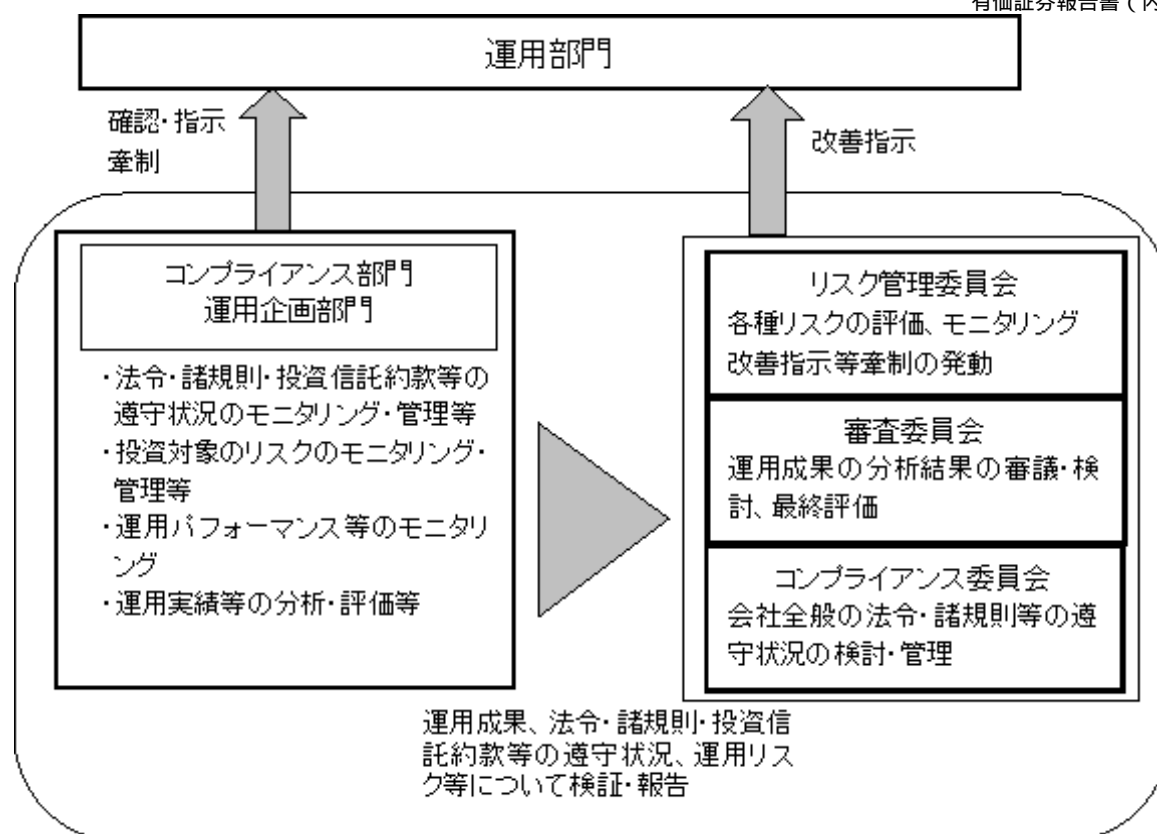
- ・ 当ファンドにおける信託報酬などの管理費用およびＪ－ＲＥＩＴの売買委託手数料などの取引コストの負担
- ・ 東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）の対象銘柄を当ファンドが一部組み入れていない場合など、当ファンドと東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）の構成に違いがある場合
- ・ 東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）を算出するために使用した価格と当ファンドにおけるＪ－ＲＥＩＴの売買時の約定価格との差によるもの
- ・ 解約資金などに対応するため、当ファンドが現金を保有していることによるもの

その他の留意点

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（２）リスク管理体制

- | | |
|---------------|---|
| パフォーマンスの分析・管理 | ： 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。 |
| 運用リスクの管理 | ： 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状
・ 適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 |



4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要

（詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。）

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料+消費税等 申込手数料は販売会社ごとに定めます。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬+消費税等 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。	
	◎分配金にかかる税金（注）	普通分配金に対する所得税・地方税
ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金	●解約・償還時の手数料はありません。 ●解約の際、信託財産留保額が差し引かれます。	
	◎解約代金・償還金にかかる税金（注）	譲渡益に対する所得税・地方税

（注）個人受益者と法人受益者とは税制が異なります。

平成25年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.1%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（５％）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」^１または「償還前乗り換え」^２によ

り当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

（２）【換金（解約）手数料】

a．解約時手数料

解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

解約時に、申込受付日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却費用等について受益者間の公平性を期するため、投資信託を途中解約される受益者にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の68.25の率（0.6825%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託者	純資産総額に対し年 0.3150%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年 0.3150%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年 0.0525%（税込）

当ファンドが投資対象とする上場不動産投資信託証券（Ｊ－ＲＥＩＴ）については、市場の需給により価格が形成されるため、その費用を表示することができません。

（４）【その他の手数料等】

a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

b．投資信託財産にかかる監査報酬の額は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。

c．証券取引に伴う手数料・税金等、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

（５）【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の（表１）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを

選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の（表１）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（表１）

期 間	税 率
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税７％、復興特別所得税0.147%および地方税３％）
平成26年１月１日以降	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５％）

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ｂ．法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については以下の（表２）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

（表２）

期 間	税 率
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税７％および復興特別所得税0.147%）
平成26年１月１日以降	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

ｃ．個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（二）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成25年4月30日現在）

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	投資証券	日 本	円 5,037,052,800	時価	% 97.8
		小 計	円 5,037,052,800	-	% 97.8
その他 資産	コール・ローン等	日 本	円 113,174,679	負債控除後の 取得価額	% 2.2
-	純資産総額		円 5,150,227,479	-	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成25年4月30日現在）

順位	銘 柄 名	国・ 地域	種 類	数量 (口)	帳 簿 価 額		評 価 額		投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	

1	日本ビルファンド投資法人	日本	投資証券	493	1,402,000.00	691,186,000	1,402,000	691,186,000	13.42
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	投資証券	423	1,295,000.00	547,785,000	1,306,000	552,438,000	10.72
3	日本リートファンド投資法人	日本	投資証券	1,480	224,700.00	332,556,000	231,000	341,880,000	6.63
4	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	1,641	161,800.00	265,513,800	160,500	263,380,500	5.11
5	日本プライムリアルティ投資法人	日本	投資証券	587	366,500.00	215,135,500	358,000	210,146,000	4.08
6	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	投資証券	883	237,200.00	209,447,600	233,100	205,827,300	3.99
7	フロンティア不動産投資法人	日本	投資証券	177	1,019,000.00	180,363,000	996,000	176,292,000	3.42
8	森トラスト総合リート投資法人	日本	投資証券	172	952,000.00	163,744,000	947,000	162,884,000	3.16
9	オリックス不動産投資法人	日本	投資証券	1,127	133,000.00	149,891,000	131,600	148,313,200	2.87
10	野村不動産オフィスファンド投資法人	日本	投資証券	217	665,000.00	144,305,000	622,000	134,974,000	2.62
11	G L P 投資法人	日本	投資証券	1,308	99,900.00	130,669,200	100,400	131,323,200	2.54
12	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	282	462,500.00	130,425,000	463,500	130,707,000	2.53
13	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	164	751,000.00	123,164,000	755,000	123,820,000	2.40
14	森ヒルズリート投資法人	日本	投資証券	181	690,000.00	124,890,000	677,000	122,537,000	2.37
15	アクティビア・プロパティーズ投資法人	日本	投資証券	146	864,000.00	126,144,000	835,000	121,910,000	2.36
16	日本プロロジスリート投資法人	日本	投資証券	130	888,000.00	115,440,000	901,000	117,130,000	2.27
17	産業ファンド投資法人	日本	投資証券	111	1,066,000.00	118,326,000	1,035,000	114,885,000	2.23
18	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	105	1,051,000.00	110,355,000	1,054,000	110,670,000	2.14
19	ジャパンエクセレント投資法人	日本	投資証券	160	659,000.00	105,440,000	664,000	106,240,000	2.06
20	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	250	429,973.00	107,493,251	415,000	103,750,000	2.01
21	ケネディクス不動産投資法人	日本	投資証券	204	488,500.00	99,654,000	457,500	93,330,000	1.81
22	福岡リート投資法人	日本	投資証券	98	810,000.00	79,380,000	824,000	80,752,000	1.56
23	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	1,857	41,900.00	77,808,300	41,200	76,508,400	1.48
24	東急リアル・エステート投資法人	日本	投資証券	121	642,000.00	77,682,000	620,000	75,020,000	1.45
25	日本賃貸住宅投資法人	日本	投資証券	947	74,100.00	70,172,700	76,200	72,161,400	1.40
26	野村不動産レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	107	613,000.00	65,591,000	603,000	64,521,000	1.25
27	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	87	763,000.00	66,381,000	730,000	63,510,000	1.23
28	プレミア投資法人	日本	投資証券	140	474,500.00	66,430,000	451,500	63,210,000	1.22
29	トップリート投資法人	日本	投資証券	110	542,000.00	59,620,000	522,000	57,420,000	1.11
30	積水ハウス・S I 投資法人	日本	投資証券	113	501,537.27	56,673,712	497,500	56,217,500	1.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成25年4月30日現在）

種 類	投資比率（％）
投 資 証 券	97.80
合 計	97.80

株式業種別投資比率（平成25年4月30日現在）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	243,751,073	244,351,073	9,750	9,774
	第2期計算期間末	253,657,535	254,282,535	10,146	10,171
	第3期計算期間末	260,354,355	261,029,355	10,414	10,441
第2期特定期間	第4期計算期間末	286,057,187	286,763,641	10,933	10,960
	第5期計算期間末	425,388,542	426,459,861	10,721	10,748
	第6期計算期間末	552,231,724	553,577,802	10,667	10,693
	第7期計算期間末	610,311,567	611,907,500	10,708	10,736
	第8期計算期間末	714,034,770	715,821,253	10,792	10,819
	第9期計算期間末	837,388,669	839,469,849	10,864	10,891
第3期特定期間	第10期計算期間末	969,132,929	971,392,185	11,153	11,179
	第11期計算期間末	1,045,770,298	1,048,153,602	11,409	11,435
	第12期計算期間末	1,133,194,218	1,135,818,851	11,657	11,684
	第13期計算期間末	1,147,205,288	1,149,700,382	11,954	11,980
	第14期計算期間末	1,128,737,689	1,133,191,688	11,404	11,449
	第15期計算期間末	1,274,004,062	1,279,140,035	11,162	11,207
第4期特定期間	第16期計算期間末	1,422,578,339	1,428,244,819	11,297	11,342
	第17期計算期間末	1,560,833,656	1,566,944,289	11,494	11,539
	第18期計算期間末	1,653,907,919	1,660,310,301	11,625	11,670
	第19期計算期間末	1,689,354,601	1,695,750,829	11,885	11,930
	第20期計算期間末	1,353,709,436	1,358,731,584	12,130	12,175
	第21期計算期間末	1,323,431,771	1,328,325,465	12,170	12,215
第5期特定期間	第22期計算期間末	1,355,586,308	1,360,515,656	12,375	12,420
	第23期計算期間末	1,321,836,780	1,326,682,900	12,274	12,319
	第24期計算期間末	1,283,524,259	1,288,446,684	11,734	11,779
	第25期計算期間末	1,316,506,207	1,321,514,295	11,829	11,874
	第26期計算期間末	1,378,224,689	1,384,590,559	11,908	11,963
	第27期計算期間末	1,471,984,944	1,478,693,469	12,068	12,123
第6期特定期間	第28期計算期間末	1,583,026,646	1,589,943,251	12,588	12,643
	第29期計算期間末	1,684,693,179	1,691,916,851	12,827	12,882
	第30期計算期間末	1,662,420,539	1,669,020,854	13,853	13,908
	第31期計算期間末	1,672,055,107	1,678,080,501	15,263	15,318

	第32期計算期間末	1,428,000,651	1,432,647,105	16,903	16,958
	第33期計算期間末	1,324,368,247	1,328,735,156	16,680	16,735

（単位：円）

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第7期特定期間	第34期計算期間末	1,349,902,072	1,354,225,229	17,174	17,229
	第35期計算期間末	1,392,642,194	1,396,828,093	18,298	18,353
	第36期計算期間末	1,129,429,786	1,133,181,006	16,560	16,615
	第37期計算期間末	999,740,446	1,003,427,547	14,913	14,968
	第38期計算期間末	878,302,962	881,798,048	13,821	13,876
	第39期計算期間末	829,176,532	832,619,200	13,247	13,302
第8期特定期間	第40期計算期間末	802,088,845	805,540,581	12,780	12,835
	第41期計算期間末	793,797,479	797,277,278	12,546	12,601
	第42期計算期間末	831,322,272	834,785,029	13,204	13,259
	第43期計算期間末	657,202,258	660,678,701	10,397	10,452
	第44期計算期間末	695,360,901	699,098,668	11,162	11,222
	第45期計算期間末	626,502,299	630,230,123	10,084	10,144
第9期特定期間	第46期計算期間末	675,587,892	679,344,496	10,790	10,850
	第47期計算期間末	646,657,999	650,424,719	10,301	10,361
	第48期計算期間末	605,195,008	608,954,308	9,659	9,719
	第49期計算期間末	574,311,242	578,062,694	9,185	9,245
	第50期計算期間末	533,320,967	537,085,359	8,501	8,561
	第51期計算期間末	531,383,794	535,100,540	8,578	8,638
第10期特定期間	第52期計算期間末	345,516,299	349,143,834	5,715	5,775
	第53期計算期間末	323,911,725	327,529,484	5,372	5,432
	第54期計算期間末	382,642,113	386,253,937	6,356	6,416
	第55期計算期間末	358,412,568	361,994,471	6,004	6,064
	第56期計算期間末	300,100,116	303,682,967	5,026	5,086
	第57期計算期間末	329,404,149	333,005,501	5,488	5,548
第11期特定期間	第58期計算期間末	345,326,620	348,982,204	5,668	5,728
	第59期計算期間末	346,652,171	350,326,088	5,661	5,721
	第60期計算期間末	381,734,710	385,412,021	6,228	6,288
	第61期計算期間末	405,631,601	409,315,982	6,606	6,666
	第62期計算期間末	409,044,679	412,749,226	6,625	6,685
	第63期計算期間末	410,194,163	413,970,160	6,518	6,578
第12期特定期間	第64期計算期間末	390,183,025	394,029,753	6,086	6,146
	第65期計算期間末	359,000,334	362,865,574	5,573	5,633
	第66期計算期間末	362,531,980	366,425,109	5,587	5,647
	第67期計算期間末	391,989,253	395,891,366	6,027	6,087
	第68期計算期間末	380,317,722	384,227,200	5,837	5,897
	第69期計算期間末	386,166,939	390,086,377	5,912	5,972

（単位：円）

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第13期特定期間	第70期計算期間末	412,674,173	416,615,306	6,283	6,343
	第71期計算期間末	378,556,453	382,498,576	5,762	5,822
	第72期計算期間末	359,408,464	363,215,226	5,665	5,725
	第73期計算期間末	359,038,999	362,849,766	5,653	5,713
	第74期計算期間末	353,411,670	357,216,664	5,573	5,633
	第75期計算期間末	359,298,263	363,091,419	5,683	5,743
第14期特定期間	第76期計算期間末	365,160,207	369,561,532	5,808	5,878
	第77期計算期間末	406,385,828	411,016,757	6,143	6,213
	第78期計算期間末	464,922,747	469,804,635	6,666	6,736
	第79期計算期間末	483,275,396	488,386,912	6,618	6,688
	第80期計算期間末	481,655,741	486,813,562	6,537	6,607
	第81期計算期間末	474,371,430	479,659,360	6,280	6,350
第15期特定期間	第82期計算期間末	467,636,198	472,907,662	6,210	6,280
	第83期計算期間末	464,850,037	470,164,057	6,123	6,193
	第84期計算期間末	451,425,884	456,768,356	5,915	5,985
	第85期計算期間末	461,946,431	467,561,822	5,759	5,829
	第86期計算期間末	471,416,904	477,315,187	5,595	5,665
	第87期計算期間末	460,343,738	466,522,093	5,216	5,286
第16期特定期間	第88期計算期間末	446,592,739	452,947,525	4,919	4,989
	第89期計算期間末	425,225,003	431,714,299	4,587	4,657
	第90期計算期間末	420,619,783	427,145,406	4,512	4,582
	第91期計算期間末	421,778,820	428,213,740	4,588	4,658
	第92期計算期間末	455,005,943	461,659,652	4,787	4,857
	第93期計算期間末	537,158,113	544,600,098	5,053	5,123
第17期特定期間	第94期計算期間末	570,157,980	577,999,602	5,090	5,160
	第95期計算期間末	542,342,456	550,390,731	4,717	4,787
	第96期計算期間末	623,188,757	632,190,949	4,846	4,916
	第97期計算期間末	719,089,377	729,735,642	4,728	4,798
	第98期計算期間末	961,275,471	975,255,982	4,813	4,883
	第99期計算期間末	1,257,292,893	1,275,265,943	4,897	4,967

（単位：円）

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
	第100期計算期間末	1,519,793,136	1,540,828,801	5,057	5,127
	第101期計算期間末	1,817,865,896	1,842,647,079	5,135	5,205
	第102期計算期間末	2,111,608,985	2,139,443,895	5,310	5,380

第18期特定期間	第103期計算期間末	2,462,213,827	2,494,107,966	5,404	5,474
	第104期計算期間末	3,217,375,857	3,255,274,302	5,943	6,013
	第105期計算期間末 (平成25年3月22日)	4,713,016,836	4,758,447,281	7,262	7,332
平成24年4月末日		571,434,349	-	5,077	-
平成24年5月末日		570,939,519	-	4,798	-
平成24年6月末日		645,951,758	-	4,906	-
平成24年7月末日		765,148,033	-	4,782	-
平成24年8月末日		1,090,625,597	-	4,868	-
平成24年9月末日		1,341,613,780	-	5,050	-
平成24年10月末日		1,616,381,641	-	5,141	-
平成24年11月末日		1,893,580,930	-	5,146	-
平成24年12月末日		2,208,621,397	-	5,340	-
平成25年1月末日		2,815,827,976	-	5,859	-
平成25年2月末日		3,458,928,210	-	6,195	-
平成25年3月末日		5,113,906,254	-	7,587	-
平成25年4月末日		5,150,227,479	-	7,335	-

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成16年7月22日)	24円
	第2期計算期間 (平成16年8月23日)	25円
	第3期計算期間 (平成16年9月22日)	27円
第2期特定期間	第4期計算期間 (平成16年10月22日)	27円
	第5期計算期間 (平成16年11月22日)	27円
	第6期計算期間 (平成16年12月22日)	26円
	第7期計算期間 (平成17年1月24日)	28円
	第8期計算期間 (平成17年2月22日)	27円
	第9期計算期間 (平成17年3月22日)	27円
第3期特定期間	第10期計算期間 (平成17年4月22日)	26円
	第11期計算期間 (平成17年5月23日)	26円
	第12期計算期間 (平成17年6月22日)	27円
	第13期計算期間 (平成17年7月22日)	26円

	第14期計算期間 （平成17年8月22日）	45円
	第15期計算期間 （平成17年9月22日）	45円
第4期特定期間	第16期計算期間 （平成17年10月24日）	45円
	第17期計算期間 （平成17年11月22日）	45円
	第18期計算期間 （平成17年12月22日）	45円
	第19期計算期間 （平成18年1月23日）	45円
	第20期計算期間 （平成18年2月22日）	45円
	第21期計算期間 （平成18年3月22日）	45円

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第5期特定期間	第22期計算期間 （平成18年4月24日）	45円
	第23期計算期間 （平成18年5月22日）	45円
	第24期計算期間 （平成18年6月22日）	45円
	第25期計算期間 （平成18年7月24日）	45円
	第26期計算期間 （平成18年8月22日）	55円
	第27期計算期間 （平成18年9月22日）	55円
第6期特定期間	第28期計算期間 （平成18年10月23日）	55円
	第29期計算期間 （平成18年11月22日）	55円
	第30期計算期間 （平成18年12月22日）	55円
	第31期計算期間 （平成19年1月22日）	55円
	第32期計算期間 （平成19年2月22日）	55円
	第33期計算期間 （平成19年3月22日）	55円
第7期特定期間	第34期計算期間 （平成19年4月23日）	55円
	第35期計算期間 （平成19年5月22日）	55円
	第36期計算期間 （平成19年6月22日）	55円
	第37期計算期間 （平成19年7月23日）	55円
	第38期計算期間 （平成19年8月22日）	55円
	第39期計算期間 （平成19年9月25日）	55円

第8期特定期間	第40期計算期間 (平成19年10月22日)	55円
	第41期計算期間 (平成19年11月22日)	55円
	第42期計算期間 (平成19年12月25日)	55円
	第43期計算期間 (平成20年1月22日)	55円
	第44期計算期間 (平成20年2月22日)	60円
	第45期計算期間 (平成20年3月24日)	60円

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第9期特定期間	第46期計算期間 (平成20年4月22日)	60円
	第47期計算期間 (平成20年5月22日)	60円
	第48期計算期間 (平成20年6月23日)	60円
	第49期計算期間 (平成20年7月22日)	60円
	第50期計算期間 (平成20年8月22日)	60円
	第51期計算期間 (平成20年9月22日)	60円
第10期特定期間	第52期計算期間 (平成20年10月22日)	60円
	第53期計算期間 (平成20年11月25日)	60円
	第54期計算期間 (平成20年12月22日)	60円
	第55期計算期間 (平成21年1月22日)	60円
	第56期計算期間 (平成21年2月23日)	60円
	第57期計算期間 (平成21年3月23日)	60円
第11期特定期間	第58期計算期間 (平成21年4月22日)	60円
	第59期計算期間 (平成21年5月22日)	60円
	第60期計算期間 (平成21年6月22日)	60円
	第61期計算期間 (平成21年7月22日)	60円
	第62期計算期間 (平成21年8月24日)	60円
	第63期計算期間 (平成21年9月24日)	60円
	第64期計算期間 (平成21年10月22日)	60円
	第65期計算期間 (平成21年11月24日)	60円

第12期特定期間	第66期計算期間 (平成21年12月22日)	60円
	第67期計算期間 (平成22年1月22日)	60円
	第68期計算期間 (平成22年2月22日)	60円
	第69期計算期間 (平成22年3月23日)	60円

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第13期特定期間	第70期計算期間 (平成22年4月22日)	60円
	第71期計算期間 (平成22年5月24日)	60円
	第72期計算期間 (平成22年6月22日)	60円
	第73期計算期間 (平成22年7月22日)	60円
	第74期計算期間 (平成22年8月23日)	60円
	第75期計算期間 (平成22年9月22日)	60円
第14期特定期間	第76期計算期間 (平成22年10月22日)	70円
	第77期計算期間 (平成22年11月22日)	70円
	第78期計算期間 (平成22年12月22日)	70円
	第79期計算期間 (平成23年1月24日)	70円
	第80期計算期間 (平成23年2月22日)	70円
	第81期計算期間 (平成23年3月22日)	70円
第15期特定期間	第82期計算期間 (平成23年4月22日)	70円
	第83期計算期間 (平成23年5月23日)	70円
	第84期計算期間 (平成23年6月22日)	70円
	第85期計算期間 (平成23年7月22日)	70円
	第86期計算期間 (平成23年8月22日)	70円
	第87期計算期間 (平成23年9月22日)	70円
第16期特定期間	第88期計算期間 (平成23年10月24日)	70円
	第89期計算期間 (平成23年11月22日)	70円
	第90期計算期間 (平成23年12月22日)	70円
	第91期計算期間 (平成24年1月23日)	70円

	第92期計算期間 (平成24年2月22日)	70円
	第93期計算期間 (平成24年3月22日)	70円

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第17期特定期間	第94期計算期間 (平成24年4月23日)	70円
	第95期計算期間 (平成24年5月22日)	70円
	第96期計算期間 (平成24年6月22日)	70円
	第97期計算期間 (平成24年7月23日)	70円
	第98期計算期間 (平成24年8月22日)	70円
	第99期計算期間 (平成24年9月24日)	70円
第18期特定期間	第100期計算期間 (平成24年10月22日)	70円
	第101期計算期間 (平成24年11月22日)	70円
	第102期計算期間 (平成24年12月25日)	70円
	第103期計算期間 (平成25年1月22日)	70円
	第104期計算期間 (平成25年2月22日)	70円
	第105期計算期間 (平成25年3月22日)	70円

【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成16年7月22日)	2.3%
	第2期計算期間 (平成16年8月23日)	4.3%
	第3期計算期間 (平成16年9月22日)	2.9%
第2期特定期間	第4期計算期間 (平成16年10月22日)	5.2%
	第5期計算期間 (平成16年11月22日)	1.7%
	第6期計算期間 (平成16年12月22日)	0.3%

	第7期計算期間 （平成17年1月24日）	0.6%
	第8期計算期間 （平成17年2月22日）	1.0%
	第9期計算期間 （平成17年3月22日）	0.9%
第3期特定期間	第10期計算期間 （平成17年4月22日）	2.9%
	第11期計算期間 （平成17年5月23日）	2.5%
	第12期計算期間 （平成17年6月22日）	2.4%
	第13期計算期間 （平成17年7月22日）	2.8%
	第14期計算期間 （平成17年8月22日）	4.2%
	第15期計算期間 （平成17年9月22日）	1.7%
第4期特定期間	第16期計算期間 （平成17年10月24日）	1.6%
	第17期計算期間 （平成17年11月22日）	2.1%
	第18期計算期間 （平成17年12月22日）	1.5%
	第19期計算期間 （平成18年1月23日）	2.6%
	第20期計算期間 （平成18年2月22日）	2.4%
	第21期計算期間 （平成18年3月22日）	0.7%

特定期間	決算期	収益率
第5期特定期間	第22期計算期間 （平成18年4月24日）	2.1%
	第23期計算期間 （平成18年5月22日）	0.5%
	第24期計算期間 （平成18年6月22日）	4.0%
	第25期計算期間 （平成18年7月24日）	1.2%
	第26期計算期間 （平成18年8月22日）	1.1%
	第27期計算期間 （平成18年9月22日）	1.8%
第6期特定期間	第28期計算期間 （平成18年10月23日）	4.8%
	第29期計算期間 （平成18年11月22日）	2.3%
	第30期計算期間 （平成18年12月22日）	8.4%
	第31期計算期間 （平成19年1月22日）	10.6%
	第32期計算期間 （平成19年2月22日）	11.1%

	第33期計算期間 （平成19年3月22日）	1.0%
第7期特定期間	第34期計算期間 （平成19年4月23日）	3.3%
	第35期計算期間 （平成19年5月22日）	6.9%
	第36期計算期間 （平成19年6月22日）	9.2%
	第37期計算期間 （平成19年7月23日）	9.6%
	第38期計算期間 （平成19年8月22日）	7.0%
	第39期計算期間 （平成19年9月25日）	3.8%
第8期特定期間	第40期計算期間 （平成19年10月22日）	3.1%
	第41期計算期間 （平成19年11月22日）	1.4%
	第42期計算期間 （平成19年12月25日）	5.7%
	第43期計算期間 （平成20年1月22日）	20.8%
	第44期計算期間 （平成20年2月22日）	7.9%
	第45期計算期間 （平成20年3月24日）	9.1%

特定期間	決算期	収益率
第9期特定期間	第46期計算期間 （平成20年4月22日）	7.6%
	第47期計算期間 （平成20年5月22日）	4.0%
	第48期計算期間 （平成20年6月23日）	5.6%
	第49期計算期間 （平成20年7月22日）	4.3%
	第50期計算期間 （平成20年8月22日）	6.8%
	第51期計算期間 （平成20年9月22日）	1.6%
第10期特定期間	第52期計算期間 （平成20年10月22日）	32.7%
	第53期計算期間 （平成20年11月25日）	5.0%
	第54期計算期間 （平成20年12月22日）	19.4%
	第55期計算期間 （平成21年1月22日）	4.6%
	第56期計算期間 （平成21年2月23日）	15.3%
	第57期計算期間 （平成21年3月23日）	10.4%
	第58期計算期間 （平成21年4月22日）	4.4%

第11期特定期間	第59期計算期間 (平成21年5月22日)	0.9%
	第60期計算期間 (平成21年6月22日)	11.1%
	第61期計算期間 (平成21年7月22日)	7.0%
	第62期計算期間 (平成21年8月24日)	1.2%
	第63期計算期間 (平成21年9月24日)	0.7%
第12期特定期間	第64期計算期間 (平成21年10月22日)	5.7%
	第65期計算期間 (平成21年11月24日)	7.4%
	第66期計算期間 (平成21年12月22日)	1.3%
	第67期計算期間 (平成22年1月22日)	8.9%
	第68期計算期間 (平成22年2月22日)	2.2%
	第69期計算期間 (平成22年3月23日)	2.3%

特定期間	決算期	収益率
第13期特定期間	第70期計算期間 (平成22年4月22日)	7.3%
	第71期計算期間 (平成22年5月24日)	7.3%
	第72期計算期間 (平成22年6月22日)	0.6%
	第73期計算期間 (平成22年7月22日)	0.8%
	第74期計算期間 (平成22年8月23日)	0.4%
	第75期計算期間 (平成22年9月22日)	3.1%
第14期特定期間	第76期計算期間 (平成22年10月22日)	3.4%
	第77期計算期間 (平成22年11月22日)	7.0%
	第78期計算期間 (平成22年12月22日)	9.7%
	第79期計算期間 (平成23年1月24日)	0.3%
	第80期計算期間 (平成23年2月22日)	0.2%
	第81期計算期間 (平成23年3月22日)	2.9%
	第82期計算期間 (平成23年4月22日)	0.0%
	第83期計算期間 (平成23年5月23日)	0.3%

第15期特定期間	第84期計算期間 (平成23年6月22日)	2.3%
	第85期計算期間 (平成23年7月22日)	1.5%
	第86期計算期間 (平成23年8月22日)	1.6%
	第87期計算期間 (平成23年9月22日)	5.5%
第16期特定期間	第88期計算期間 (平成23年10月24日)	4.4%
	第89期計算期間 (平成23年11月22日)	5.3%
	第90期計算期間 (平成23年12月22日)	0.1%
	第91期計算期間 (平成24年1月23日)	3.2%
	第92期計算期間 (平成24年2月22日)	5.9%
	第93期計算期間 (平成24年3月22日)	7.0%

特定期間	決算期	収益率
第17期特定期間	第94期計算期間 (平成24年4月23日)	2.1%
	第95期計算期間 (平成24年5月22日)	6.0%
	第96期計算期間 (平成24年6月22日)	4.2%
	第97期計算期間 (平成24年7月23日)	1.0%
	第98期計算期間 (平成24年8月22日)	3.3%
	第99期計算期間 (平成24年9月24日)	3.2%
第18期特定期間	第100期計算期間 (平成24年10月22日)	4.7%
	第101期計算期間 (平成24年11月22日)	2.9%
	第102期計算期間 (平成24年12月25日)	4.8%
	第103期計算期間 (平成25年1月22日)	3.1%
	第104期計算期間 (平成25年2月22日)	11.3%
	第105期計算期間 (平成25年3月22日)	23.4%

（注１）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第１期計算期間の収益率は、１万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

（注２）収益率は小数第２位を四捨五入しています。

（４）【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	250,000,000口	0口
	第2期計算期間	0口	0口
	第3期計算期間	0口	0口
第2期特定期間	第4期計算期間	11,649,771口	0口
	第5期計算期間	135,135,377口	0口
	第6期計算期間	120,937,416口	0口
	第7期計算期間	54,048,016口	1,794,325口
	第8期計算期間	92,130,229口	445,846口
	第9期計算期間	109,146,883口	0口
第3期特定期間	第10期計算期間	98,137,160口	0口
	第11期計算期間	47,710,769口	0口
	第12期計算期間	61,375,200口	5,944,074口
	第13期計算期間	31,452,657口	43,887,503口
	第14期計算期間	58,579,010口	28,453,096口
	第15期計算期間	156,312,039口	4,762,202口
第4期特定期間	第16期計算期間	124,416,492口	6,526,002口
	第17期計算期間	103,029,468口	4,328,833口
	第18期計算期間	81,680,470口	16,847,340口
	第19期計算期間	43,754,439口	45,122,006口
	第20期計算期間	67,412,592口	372,763,722口
	第21期計算期間	44,647,326口	73,192,662口
第5期特定期間	第22期計算期間	62,571,332口	54,648,331口
	第23期計算期間	41,871,006口	60,366,090口
	第24期計算期間	33,699,570口	16,742,784口
	第25期計算期間	31,970,364口	12,934,204口
	第26期計算期間	55,852,777口	11,330,379口
	第27期計算期間	100,126,730口	37,825,746口
第6期特定期間	第28期計算期間	76,751,727口	38,919,090口
	第29期計算期間	80,392,329口	24,561,835口
	第30期計算期間	39,662,210口	152,999,984口
	第31期計算期間	15,141,189口	119,672,284口
	第32期計算期間	21,998,935口	272,715,318口
	第33期計算期間	31,926,412口	82,752,656口

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第7期特定期間	第34期計算期間	22,359,404口	30,314,386口
	第35期計算期間	22,433,658口	47,389,570口
	第36期計算期間	6,401,630口	85,434,142口
	第37期計算期間	10,469,954口	22,128,028口
	第38期計算期間	7,523,400口	42,435,268口
	第39期計算期間	4,087,708口	13,618,143口
第8期特定期間	第40期計算期間	4,103,036口	2,454,373口
	第41期計算期間	8,145,792口	3,043,361口
	第42期計算期間	10,636,642口	13,735,262口
	第43期計算期間	2,911,578口	423,151口
	第44期計算期間	2,729,006口	11,848,538口
	第45期計算期間	3,810,768口	5,467,823口
第9期特定期間	第46期計算期間	8,942,962口	4,146,300口
	第47期計算期間	2,252,864口	566,941口
	第48期計算期間	1,645,889口	2,882,546口
	第49期計算期間	3,556,472口	4,864,361口
	第50期計算期間	9,056,454口	6,899,865口
	第51期計算期間	2,658,338口	10,599,378口
第10期特定期間	第52期計算期間	4,238,213口	19,106,643口
	第53期計算期間	3,515,359口	5,144,765口
	第54期計算期間	3,434,734口	4,423,826口
	第55期計算期間	3,885,977口	8,872,899口
	第56期計算期間	3,408,520口	3,250,440口
	第57期計算期間	3,737,941口	654,489口
第11期特定期間	第58期計算期間	10,411,101口	1,372,370口
	第59期計算期間	3,931,629口	876,228口
	第60期計算期間	2,573,071口	2,007,405口
	第61期計算期間	3,337,960口	2,159,571口
	第62期計算期間	6,472,706口	3,111,654口
	第63期計算期間	11,938,709口	30,485口
第12期特定期間	第64期計算期間	12,620,587口	832,059口
	第65期計算期間	4,528,366口	1,442,966口
	第66期計算期間	7,808,815口	3,160,694口
	第67期計算期間	7,654,322口	6,157,020口
	第68期計算期間	2,933,710口	1,706,191口
	第69期計算期間	3,442,169口	1,782,199口

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
	第70期計算期間	6,249,382口	2,633,502口
	第71期計算期間	5,463,270口	5,298,298口

第13期特定期間	第72期計算期間	5,094,589□	27,654,679□
	第73期計算期間	3,123,970□	2,456,444□
	第74期計算期間	2,678,318□	3,640,490□
	第75期計算期間	3,557,538□	5,530,559□
第14期特定期間	第76期計算期間	3,110,816□	6,542,830□
	第77期計算期間	37,245,801□	4,445,235□
	第78期計算期間	50,457,547□	14,606,256□
	第79期計算期間	37,461,147□	4,657,117□
	第80期計算期間	23,522,626□	16,907,636□
	第81期計算期間	25,717,390□	7,130,409□
第15期特定期間	第82期計算期間	11,833,931□	14,186,269□
	第83期計算期間	7,782,040□	1,702,486□
	第84期計算期間	15,104,978□	11,040,524□
	第85期計算期間	45,274,082□	6,285,544□
	第86期計算期間	50,038,660□	9,625,528□
	第87期計算期間	44,682,587□	4,672,282□
第16期特定期間	第88期計算期間	26,937,922□	1,733,521□
	第89期計算期間	21,732,449□	2,516,700□
	第90期計算期間	16,962,608□	11,773,063□
	第91期計算期間	8,168,083□	21,125,732□
	第92期計算期間	66,287,393□	35,031,839□
	第93期計算期間	181,935,006□	69,324,043□
第17期特定期間	第94期計算期間	60,779,216□	3,688,262□
	第95期計算期間	30,741,384□	1,219,534□
	第96期計算期間	136,983,551□	709,620□
	第97期計算期間	247,510,203□	12,642,747□
	第98期計算期間	480,949,887□	4,629,041□
	第99期計算期間	701,388,582□	131,025,864□
第18期特定期間	第100期計算期間	460,245,073□	22,728,595□
	第101期計算期間	573,835,534□	38,761,487□
	第102期計算期間	619,560,144□	183,313,455□
	第103期計算期間	613,898,740□	34,008,863□
	第104期計算期間	947,559,242□	89,801,276□
	第105期計算期間	1,199,667,253□	123,667,311□

（注）第1期計算期間の設定口数は、当初の自己設定口数です。

< 参考情報 >

運用実績

J-REITパッケージ

2013年4月30日現在

<基準価額・純資産の推移> (2004年4月12日～2013年4月30日)



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※ベンチマークは東証REIT指数(配当込み)です。当ファンドの設定時を10,000として指数化しています。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2013年4月	70円
2013年3月	70円
2013年2月	70円
2013年1月	70円
2012年12月	70円
直近1年累計	840円
設定来累計	5,963円

※分配は1万円当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

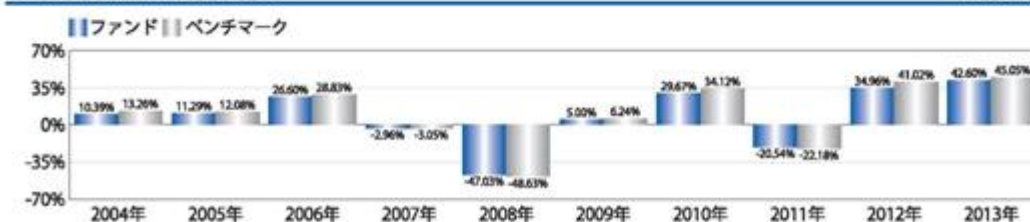
資産	純資産比率
投資証券	97.80%
その他資産	2.19%
合計	100.00%

組入上位10銘柄

銘柄名	純資産比率
日本ビルファンド投資法人	13.42%
ジャパンリアルエステイト投資法人	10.72%
日本リテールファンド投資法人	6.63%
ユナイテッド・アーバン投資法人	5.11%
日本プライムリアルティ投資法人	4.08%
アドバンス・レジデンス投資法人	3.99%
フロンティア不動産投資法人	3.42%
森トラスト総合リート投資法人	3.16%
オリックス不動産投資法人	2.87%
野村不動産オフィスファンド投資法人	2.62%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※ベンチマークは東証REIT指数(配当込み)です。
 ※2004年については、当ファンド・ベンチマークともに、当ファンドの設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2013年については、年初から4月末までの収益率を記載しています。

- ・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
- ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

7

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配

金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「J-REITパッケージ自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」の両コースとも1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

上記の解約単位は、解約時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預かりをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（ニ）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売

会社において受益者に支払います。

- (ヘ) 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- (ト) 上記(ヘ)により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
J - R E I T (不動産投資信託証券)	原則として、基準価額計算日の取引所の最終相場で評価

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月23日から翌月22日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

- (イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第45条第2項から第6項の規定にしたがいます。

- （ロ）委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、「東証REIT指数」が改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第45条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- （ハ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- （二）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第50条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- （ホ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．投資信託約款の変更

- （イ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理

由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対し異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は、原則として6ヵ月ごと（原則として3月、9月の各計算期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 信託事務処理の再信託

- (イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

- (ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h. 信託業務の委託等

- (イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- (ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- (ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務

2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期特定期間（平成24年9月25日から平成25年3月22日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

J-REITパッケージ 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期特定期間末 (平成24年 9月24日現在)	第18期特定期間末 (平成25年 3月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	66,933,247	274,333,946
投資証券	1,236,933,600	4,546,385,900
未収配当金	7,231,390	20,296,642
未収利息	107	326
流動資産合計	1,311,098,344	4,841,016,814
資産合計	1,311,098,344	4,841,016,814
負債の部		
流動負債		
未払金	30,010,547	69,524,755
未払収益分配金	17,973,050	45,430,445
未払解約金	5,124,325	11,012,502
未払受託者報酬	53,265	155,180
未払委託者報酬	639,139	1,862,147
その他未払費用	5,125	14,949
流動負債合計	53,805,451	127,999,978
負債合計	53,805,451	127,999,978
純資産の部		
元本等		
元本	2,567,578,589	6,490,063,588
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,310,285,696	1,777,046,752
（分配準備積立金）	187,631,917	1,206,404,818
元本等合計	1,257,292,893	4,713,016,836
純資産合計	1,257,292,893	4,713,016,836
負債純資産合計	1,311,098,344	4,841,016,814

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期特定期間 自平成24年 3月23日 至平成24年 9月24日	第18期特定期間 自平成24年 9月25日 至平成25年 3月22日
営業収益		
受取配当金	18,158,423	49,240,363
受取利息	8,369	26,378
有価証券売買等損益	41,280,545	1,365,443,785
その他収益	2	-
営業収益合計	59,447,339	1,414,710,526
営業費用		
受託者報酬	192,644	597,330
委託者報酬	2,311,634	7,167,853
その他費用	15,323	57,520
営業費用合計	2,519,601	7,822,703
営業利益	56,927,738	1,406,887,823
経常利益	56,927,738	1,406,887,823
当期純利益	56,927,738	1,406,887,823
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	996,191	11,872,854
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	525,982,721	1,310,285,696
剰余金増加額又は欠損金減少額	79,673,592	226,819,417
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,673,592	226,819,417
剰余金減少額又は欠損金増加額	852,416,199	1,899,720,655
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	852,416,199	1,899,720,655
分配金	67,491,915	188,874,787
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,310,285,696	1,777,046,752

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第18期特定期間 自 平成24年 9月25日 至 平成25年 3月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成24年9月25日から平成25年3月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第17期特定期間末 [平成24年 9月24日現在]	第18期特定期間末 [平成25年 3月22日現在]
1. 特定期間末日における受益権の総数 2,567,578,589口	1. 特定期間末日における受益権の総数 6,490,063,588口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,310,285,696円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,777,046,752円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4897円 (1万口当たり純資産額) (4,897円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7262円 (1万口当たり純資産額) (7,262円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第17期特定期間 自 平成24年 3月23日 至 平成24年 9月24日	第18期特定期間 自 平成24年 9月25日 至 平成25年 3月22日
分配金の計算過程	(1) 第94期計算期間（平成24年3月23日から平成24年4月23日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,720,882円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（547,762,450円）及び分配準備積立金（199,012,239円）より分配対象収益は749,495,571円（1万口当たり6,690.52円）であり、うち7,841,622円（1万口当たり70円）を分配しております。 (2) 第95期計算期間（平成24年4月24日から平成24年5月22日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,605,961円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（561,959,961円）及び分配準備積立金（199,277,926円）より分配対象収益は762,843,848円（1万口当たり6,634.83円）であり、うち8,048,275円（1万口当たり70円）を分配しております。	(1) 第100期計算期間（平成24年9月25日から平成24年10月22日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,732,354円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,728,207,868円）及び分配準備積立金（186,118,070円）より分配対象収益は1,920,058,292円（1万口当たり6,389.32円）であり、うち21,035,665円（1万口当たり70円）を分配しております。 (2) 第101期計算期間（平成24年10月23日から平成24年11月22日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,464,731円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,050,611,101円）及び分配準備積立金（187,169,632円）より分配対象収益は2,242,245,464円（1万口当たり6,333.71円）であり、うち24,781,183円（1万口当たり70円）を分配しております。

	(3) 第96期計算期間（平成24年5月23日から平成24年6月22日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,925,392円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（645,956,780円）及び分配準備積立金（198,470,148円）より分配対象収益は846,352,320円（1万口当たり6,581.13円）であり、うち9,002,192円（1万口当たり70円）を分配しております。	(3) 第102期計算期間（平成24年11月23日から平成24年12月25日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,177,653円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,311,595,141円）及び分配準備積立金（180,051,557円）より分配対象収益は2,497,824,351円（1万口当たり6,281.58円）であり、うち27,834,910円（1万口当たり70円）を分配しております。
--	---	---

区 分	第17期特定期間 自 平成24年 3月23日 至 平成24年 9月24日	第18期特定期間 自 平成24年 9月25日 至 平成25年 3月22日
分配金の計算過程	(4) 第97期計算期間（平成24年6月23日から平成24年7月23日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,757,899円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（794,755,377円）及び分配準備積立金（196,194,986円）より分配対象収益は994,708,262円（1万口当たり6,540.26円）であり、うち10,646,265円（1万口当たり70円）を分配しております。 (5) 第98期計算期間（平成24年7月24日から平成24年8月22日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,506,634円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,095,861,889円）及び分配準備積立金（197,019,062円）より分配対象収益は1,295,387,585円（1万口当たり6,485.95円）であり、うち13,980,511円（1万口当たり70円）を分配しております。 (6) 第99期計算期間（平成24年8月23日から平成24年9月24日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,564,969円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,462,955,243円）及び分配準備積立金（185,377,768円）より分配対象収益は1,652,897,980円（1万口当たり6,437.56円）であり、うち17,973,050円（1万口当たり70円）を分配しております。	(4) 第103期計算期間（平成24年12月26日から平成25年1月22日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,871,033円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,649,469,608円）及び分配準備積立金（182,361,627円）より分配対象収益は2,844,702,268円（1万口当たり6,243.42円）であり、うち31,894,139円（1万口当たり70円）を分配しております。 (5) 第104期計算期間（平成25年1月23日から平成25年2月22日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,543,894円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（205,468,422円）、信託約款に定める収益調整金（3,153,756,319円）及び分配準備積立金（189,543,080円）より分配対象収益は3,555,311,715円（1万口当たり6,566.78円）であり、うち37,898,445円（1万口当たり70円）を分配しております。 (6) 第105期計算期間（平成25年2月23日から平成25年3月22日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,183,244円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（811,176,176円）、信託約款に定める収益調整金（3,829,282,166円）及び分配準備積立金（389,535,461円）より分配対象収益は5,042,177,047円（1万口当たり7,769.05円）であり、うち45,430,445円（1万口当たり70円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第17期特定期間 自 平成24年 3月23日 至 平成24年 9月24日	第18期特定期間 自 平成24年 9月25日 至 平成25年 3月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資証券であり、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見せない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第17期特定期間末 [平成24年 9月24日現在]	第18期特定期間末 [平成25年 3月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第17期特定期間 自 平成24年 3月23日 至 平成24年 9月24日	第18期特定期間 自 平成24年 9月25日 至 平成25年 3月22日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区 分	第17期特定期間末 [平成24年 9月24日現在]	第18期特定期間末 [平成25年 3月22日現在]
期首元本額	1,063,140,834円	2,567,578,589円
期中追加設定元本額	1,658,352,823円	4,414,765,986円
期中一部解約元本額	153,915,068円	492,280,987円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	第17期特定期間末 [平成24年 9月24日現在]	第18期特定期間末 [平成25年 3月22日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額（円）	当特定期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	30,460,047	820,238,627
合 計	30,460,047	820,238,627

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

種 類	第17期特定期間末 [平成24年 9月24日現在]	第18期特定期間末 [平成25年 3月22日現在]
	該当事項はありません。	同左

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備 考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	155	120,590,000	
	M I Dリート投資法人	124	31,731,600	
	森ヒルズリート投資法人	171	109,611,000	
	野村不動産レジデンシャル投資法人	102	60,588,000	
	産業ファンド投資法人	106	106,106,000	
	大和ハウスリート投資法人	83	63,993,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	838	204,472,000	
	ケネディクス・レジデンシャル投資法人	50	10,545,000	
	アクティブ・プロパティーズ投資法人	139	120,096,000	
	G L P 投資法人	1,242	117,369,000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	10	7,900,000	
	日本プロロジスリート投資法人	30	26,850,000	
	日本ビルファンド投資法人	468	599,508,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	401	508,869,000	
	日本リテールファンド投資法人	1,405	309,100,000	
	オリックス不動産投資法人	961	121,566,500	
	日本プライムリアルティ投資法人	557	196,621,000	
	プレミア投資法人	133	63,840,000	
	東急リアル・エステート投資法人	114	72,048,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	65	46,605,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人	206	135,342,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	1,550	233,430,000	
	森トラスト総合リート投資法人	164	168,264,000	
	インヴィンシブル投資法人	85	1,088,000	
	フロンティア不動産投資法人	167	169,004,000	
	平和不動産リート投資法人	537	43,443,300	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	100	105,500,000	

福岡リート投資法人	93	76,260,000	
ケネディクス不動産投資法人	194	84,293,000	
積水ハウス・S I 投資法人	91	48,412,000	
いちご不動産投資法人	569	34,822,800	
大和証券オフィス投資法人	267	123,220,500	
阪急リート投資法人	57	34,257,000	
スタートプロシード投資法人	73	12,796,900	
トップリート投資法人	105	56,280,000	
大和ハウス・レジデンシャル投資法人	233	100,190,000	

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備 考
投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	1,427	50,943,900	
	日本賃貸住宅投資法人	899	70,661,400	
	ジャパンエクセレント投資法人	152	100,168,000	
投 資 証 券 小 計		14,123	4,546,385,900	
有 価 証 券 合 計		14,123	4,546,385,900	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年4月30日現在）

資産総額	5,187,779,323 円
負債総額	37,551,844 円
純資産総額（ - ）	5,150,227,479 円
発行済口数	7,021,030,476 口
1万口当たり純資産額（ / ）	7,335 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（8）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成25年4月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

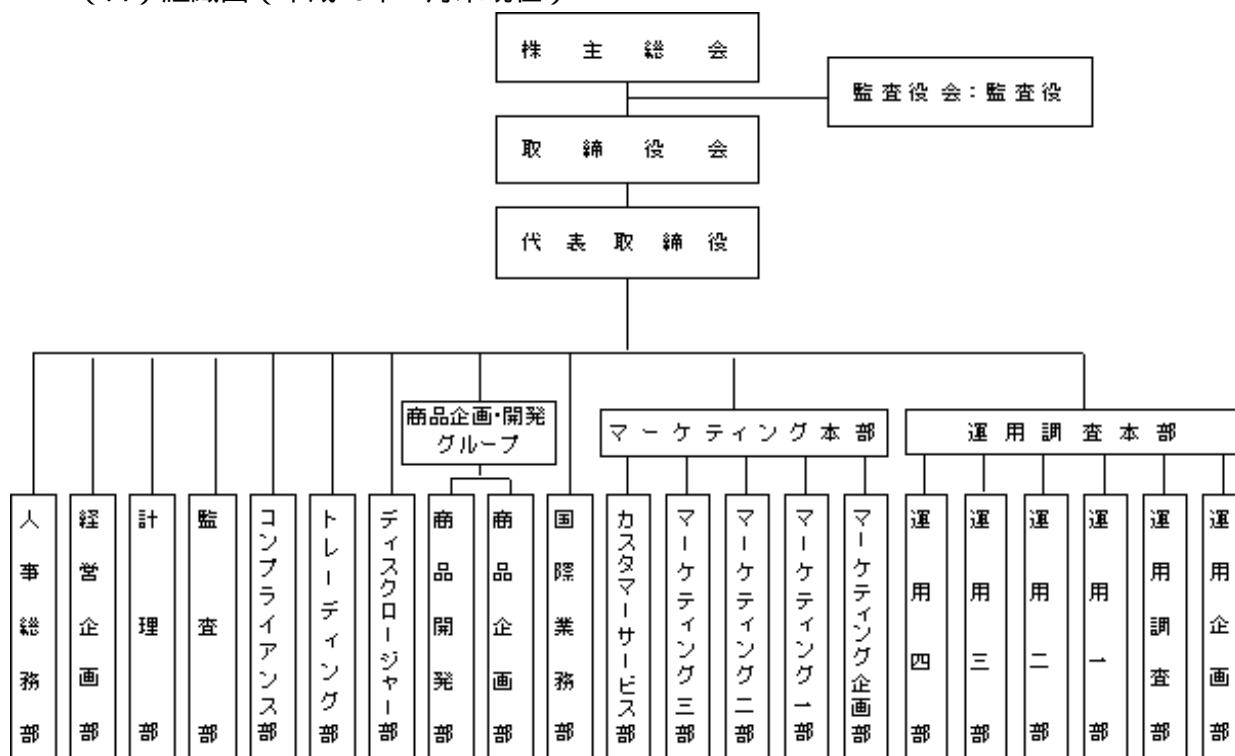
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

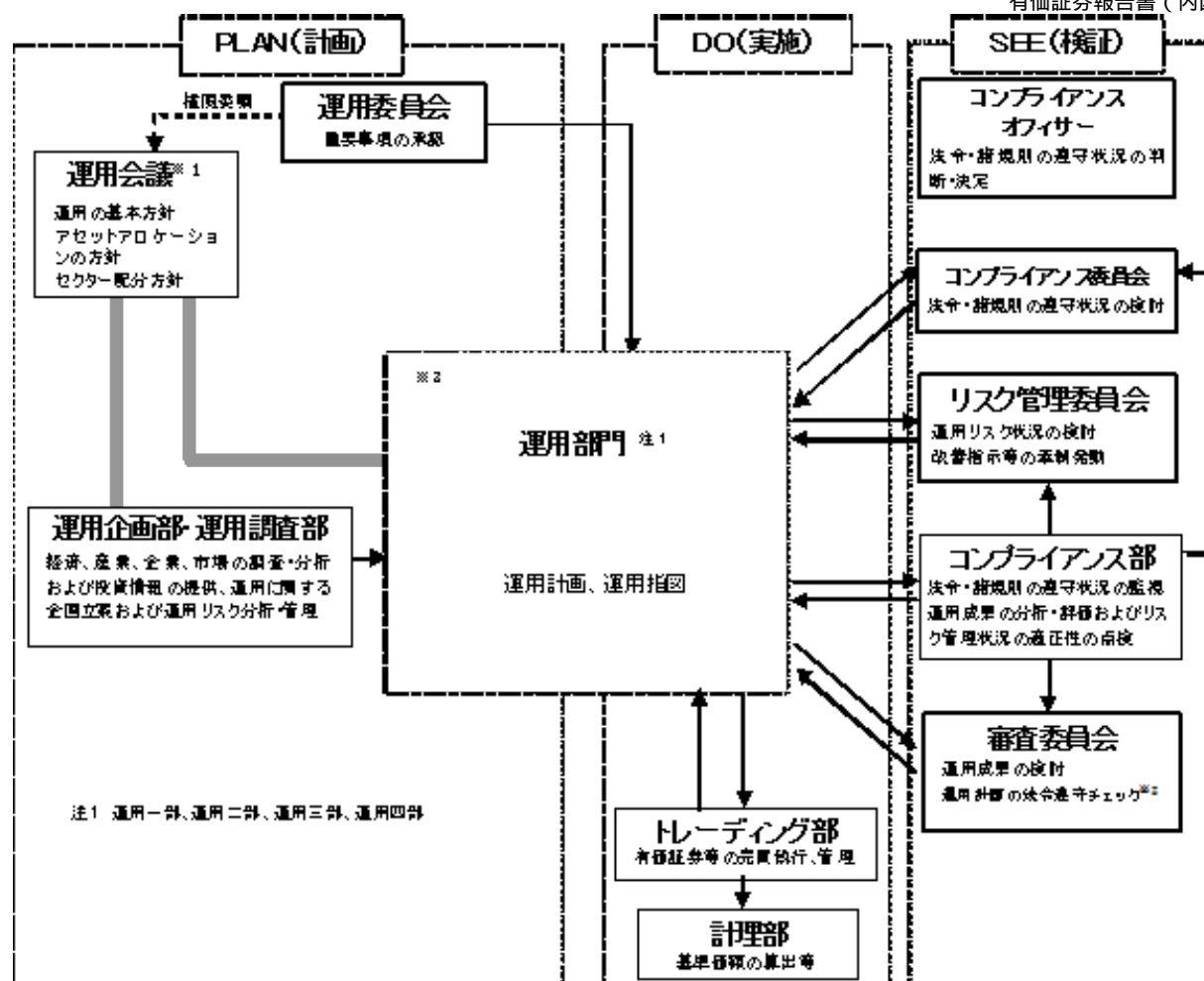
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図（平成25年4月末現在）



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～四部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年4月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成25年4月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	213	3,115,017
株式投資信託（合計）	184	2,513,146
単位型	1	2,446
追加型	183	2,510,700
公社債投資信託（合計）	29	601,870
単位型	2	984
追加型	27	600,886

3 【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,592,890	10,766,270
有価証券	6,903,772	5,259,693
貯蔵品	268	1,062
立替金	2,141	30,280
前払金	26,845	25,483
前払費用	18,185	20,286
未収入金	29	-
未収委託者報酬	1,805,198	1,891,689
未収運用受託報酬	105,245	86,074
未収収益	27,583	13,810
繰延税金資産	183,764	192,202
流動資産合計	17,665,924	18,286,853
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 18,397	2 15,051
構築物（純額）	2 2,156	2 1,886
器具・備品（純額）	2 145,416	2 95,877
リース資産（純額）	2 3,064	2 680
建設仮勘定	6,663	-
有形固定資産合計	175,697	113,496
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	3 38,365	3 39,774
ソフトウェア仮勘定	6,554	-
無形固定資産合計	45,012	39,866
投資その他の資産		
投資有価証券	4,293,799	2,929,683
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	125,621	125,515
長期繰延税金資産	65,901	8,695
前払年金費用	471,439	410,271
その他	22,000	10,632
貸倒引当金	13,350	-
投資その他の資産合計	5,042,512	3,561,898
固定資産合計	5,263,222	3,715,261
資産合計	22,929,146	22,002,115

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	17,113	18,156
リース債務	6,508	1,206
未払金		
未払収益分配金	584	336
未払償還金	18,249	14,470
未払手数料	1 920,180	1 964,634
その他未払金	281,635	195,035
未払金合計	1,220,650	1,174,476
未払費用	388,419	402,634
未払法人税等	652,412	471,902
賞与引当金	257,200	299,000
役員賞与引当金	35,000	45,500
流動負債合計	2,577,303	2,412,875
固定負債		
長期リース債務	2,362	1,156
退職給付引当金	169,955	168,209
役員退職慰労引当金	75,625	80,416
執行役員退職慰労引当金	128,916	99,750
固定負債合計	376,859	349,532
負債合計	2,954,163	2,762,408
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	11,118,000	10,000,000
繰越利益剰余金	1,427,158	1,559,003
利益剰余金合計	12,905,651	11,919,497
自己株式	6,827	72,415
株主資本合計	20,184,823	19,133,081
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	209,840	106,625
評価・換算差額等合計	209,840	106,625
純資産合計	19,974,983	19,239,706
負債純資産合計	22,929,146	22,002,115

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	19,353,740	19,893,907
運用受託報酬	196,866	170,563
営業収益合計	19,550,606	20,064,471

営業費用		
支払手数料	1 10,353,047	1 10,580,803
広告宣伝費	239,373	213,908
公告費	4,161	1,919
調査費		
調査費	258,007	275,599
委託調査費	2,747,489	2,855,086
図書費	6,390	5,332
調査費合計	3,011,888	3,136,017
委託計算費	502,554	533,813
営業雑経費		
通信費	38,375	37,161
印刷費	151,954	132,025
協会費	12,077	14,855
諸会費	2,867	3,088
その他	27,590	23,541
営業雑経費合計	232,865	210,672
営業費用合計	14,343,891	14,677,134
一般管理費		
給料		
役員報酬	92,370	93,516
給料・手当	1,276,693	1,395,728
賞与	228,039	221,930
給料合計	1,597,103	1,711,175
交際費	13,677	9,782
寄付金	7,752	2,465
旅費交通費	81,442	81,050
租税公課	44,308	52,119
不動産賃借料	200,662	211,739
賞与引当金繰入	257,200	299,000
役員賞与引当金繰入	35,000	45,500
役員退職慰労引当金繰入	36,761	28,335
退職給付費用	157,497	195,268
減価償却費	86,469	88,183
諸経費	490,232	533,744
一般管理費合計	3,008,107	3,258,364
営業利益	2,198,608	2,128,972

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	53,031	157,357
有価証券利息	39,104	12,764
受取利息	24,291	22,364
時効成立分配金・償還金	11,287	3,608
雑益	2,968	26,471
営業外収益合計	130,682	222,565
営業外費用		
支払利息	572	222

時効成立後支払分配金・償還金	3,264	1,339
雑損	6,174	22
営業外費用合計	10,011	1,585
経常利益	2,319,278	2,349,952
特別利益		
貸倒引当金戻入	-	1,982
投資有価証券売却益	10,098	146,334
特別利益合計	10,098	148,316
特別損失		
貸倒引当金繰入額	13,350	-
固定資産除却損	2 499	2 101
投資有価証券売却損	25,606	37,198
投資有価証券評価損	-	49,352
減損損失	441	4,291
特別損失合計	39,897	90,943
税引前当期純利益	2,289,480	2,407,325
法人税、住民税及び事業税	1,006,533	983,713
法人税等調整額	51,486	129,642
法人税等合計	955,047	854,070
当期純利益	1,334,432	1,553,255

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	12,118,000	11,118,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	1,000,000	1,118,000

当期変動額合計	1,000,000	1,118,000
当期末残高	11,118,000	10,000,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,646,588	1,427,158
当期変動額		
剰余金の配当	3,553,863	2,539,409
別途積立金の取崩	1,000,000	1,118,000
当期純利益	1,334,432	1,553,255
当期変動額合計	1,219,430	131,845
当期末残高	1,427,158	1,559,003
利益剰余金合計		
当期首残高	15,125,082	12,905,651
当期変動額		
剰余金の配当	3,553,863	2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255
当期変動額合計	2,219,430	986,154
当期末残高	12,905,651	11,919,497

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
自己株式		
当期首残高	6,827	6,827
当期変動額		
自己株式の取得	-	65,588
当期変動額合計	-	65,588
当期末残高	6,827	72,415
株主資本合計		
当期首残高	22,404,254	20,184,823
当期変動額		
剰余金の配当	3,553,863	2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255
自己株式の取得	-	65,588
当期変動額合計	2,219,430	1,051,742
当期末残高	20,184,823	19,133,081
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	227,077	209,840
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	17,237	316,465
当期変動額合計	17,237	316,465
当期末残高	209,840	106,625
純資産合計		
当期首残高	22,177,176	19,974,983
当期変動額		
剰余金の配当	3,553,863	2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255

自己株式の取得	-	65,588
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	17,237	316,465
当期変動額合計	2,202,193	735,276
当期末残高	19,974,983	19,239,706

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

（2）関連会社株式

総平均法による原価法

（3）其他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

（2）無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌期から費用処理することとしております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正(退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等)

適用予定日

平成25年4月1日以後開始する事業年度の期末から適用予定

当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未払手数料	598,017千円	572,094千円

2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額(減損損失累計額を含む)の額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	517,744千円	578,691千円

3. 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
無形固定資産の減価償却累計額	227,314千円	238,992千円

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
支払手数料	7,038,413千円	6,343,293千円

2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

(自 平成23年4月1日 (自 平成24年4月1日
至 平成24年3月31日) 至 平成25年3月31日)

器具・備品	499千円	101千円
-------	-------	-------

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	-	-	756

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日
平成24年2月28日 臨時株主総会	普通株式	2,551,491	1,400	平成24年2月9日	平成24年2月29日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	8,630	-	9,386

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年12月25日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日	平成24年12月26日

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(１)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法(3) リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的として為替予約を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,592,890	8,592,890	-

(2) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的債券	1,502,185	1,506,150	3,964
其他有価証券	9,472,598	9,472,598	-
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	1,805,198	-
(4) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されて いないもの	24	24	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的債券	500,129	500,400	270
其他有価証券	7,490,195	7,490,195	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	-

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
非上場株式	299,887	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注）３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 預金	8,592,815	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的債券	1,000,000	500,000	-	-
其他有価証券	4,800,000	809,629	660,677	-
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	-	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 預金	10,766,163	-	-	-

(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	500,000	-	-	-
その他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	-	-	-

(有価証券関係)

１．満期保有目的の債券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	1,502,185	1,506,150	3,964
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,502,185	1,506,150	3,964
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,502,185	1,506,150	3,964

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	-	-	-
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		500,129	500,400	270

２．関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	580,313	505,000	75,313
小計		580,313	505,000	75,313

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	41,123	45,457	4,333
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,002,560	1,003,574	1,014
	その他	-	-	-
	(3)その他	7,848,601	8,245,960	397,358
	小計	8,892,285	9,294,991	402,706
合計		9,472,598	9,799,991	327,393

（注）非上場株式（貸借対照表計上額222,787千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	6,028,723	6,102,958	74,234
	小計	6,028,723	6,102,958	74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4．売却したその他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	15,525	-	14,365
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	303,927	880	-
その他	-	-	-
(3)その他	2,262,094	5,690	3,590
合計	2,581,546	6,570	17,955

当事業年度（平成25年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	106,355	38,075	1,080
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-

社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,921,927	108,259	36,118
合計	4,028,282	146,334	37,198

５．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について49,352千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度（平成24年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち1 年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 豪ドル	450,000	-	24	24
合計		450,000	-	24	24

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
(1)退職給付債務（千円）	1,162,110	1,281,738
(2)年金資産（千円）	876,684	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)（千円）	285,426	262,764
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	645,782	547,641
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	58,871	42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5)（千円）	301,484	242,061
(7)前払年金費用（千円）	471,439	410,271
(8)退職給付引当金(6) - (7)（千円）	169,955	168,209

３．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
--	--	--

(1)勤務費用（千円）（注１）	80,752	108,925
(2)利息費用（千円）	23,098	17,431
(3)期待運用収益（減算）（千円）	18,807	17,533
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	73,807	86,570
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	16,055	16,055
(6)小計(1) + (2) - (3) + (4) + (5)（千円）	142,794	179,338
(7)その他（千円）（注２）	14,702	15,930
(8)退職給付費用(6) + (7)（千円）	157,497	195,268

（注）１．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 20,250千円、当事業年度 34,585千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

２．「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	1.5%	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,757千円	- 千円
賞与引当金	111,065	130,944
減価償却超過額	3,087	796
退職給付引当金	106,517	95,500
役員退職慰労引当金	26,952	28,660
投資有価証券評価損	-	17,589
非上場株式評価損	28,430	28,430
未払事業税	49,129	42,964
その他有価証券評価差額金	117,552	-
その他	47,307	63,091
繰延税金資産小計	494,801	407,976
評価性引当額	76,506	-
繰延税金資産合計	418,294	407,976
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	60,857
前払年金費用	168,021	146,220
その他	607	-
繰延税金負債合計	168,628	207,078
繰延税金資産の純額	249,665	200,897

（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	183,764千円	192,202千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	65,901	8,695

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度	当事業年度
-------	-------

	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会	38.01%
(調整)	計適用後の法人税等の負担	
役員給与と永久に損金算入されない項目	率との間の差異が法定実効	0.55
交際費等永久に損金算入されない項目	税率の100分の5以下であ	0.36
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	るため注記を省略しており	0.51
住民税均等割	ます。	0.16
評価性引当額の増減		3.18
その他		0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率		35.48

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	1,006,734 7,038,413	短期貸付金 未払手数料	- 598,017

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.91	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	6,343,293	未払手数料	572,094

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	165,316	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払 メールシステムサービス料支払	74,884 16,824 18,000	その他未払金 その他未払金 その他未払金	7,593 1,472 3,150

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	------------	-----	--------------	-----------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	173,969	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払 メールシステムサービス料支払	91,562 16,824 36,000	その他未払金 その他未払金 その他未払金	8,536 1,472 3,150

（注）１．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

（注）２．取引条件及び取引条件の決定方法等

- （１）現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- （２）代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- （３）事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- （４）計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
1株当たり純資産額	10,960円24銭	10,607円02銭
1株当たり当期純利益金額	732円20銭	854円62銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
当期純利益金額（千円）	1,334,432	1,553,255
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,334,432	1,553,255
期中平均株式数（千株）	1,822	1,817

（重要な後発事象）

該当事項はありません

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件等委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成25年4月末現在、342,037百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成25年4月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
株式会社高知銀行	19,544	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

株式会社東北銀行	8,233	同上
----------	-------	----

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書等の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものではありません。

<再信託受託会社の概要>

- 名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書の訂正届出書	平成24年12月20日
有価証券報告書	平成24年12月20日
臨時報告書	平成24年10月10日 平成25年1月10日

独立監査人の監査報告書

平成25年6月19日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年4月30日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ-REITパッケージの平成24年9月25日から平成25年3月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J-REITパッケージの平成25年3月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)